経営ガバナンスとコーポレートガバナンス・コード (CG コード)

2018 年 11 月 20 日 弁護士 武井一浩

- 1 日本では、「経営ガバナンス」に関し、CG コード(企業統治指針)が 2015 年 6 月から上場企業に適用されている。
- 2 CG コードは、「企業の持続的な成長と中長期的な企業価値向上」のために、実効的なコーポレートガバナンスの実現に資する主要な原則をとりまとめたものである。2014 年 6 月に閣議決定された「日本再興戦略」において、日本企業の「稼ぐ力」強化の一環として、迅速かつ果断な「攻めの経営判断」を後押しする仕組みを強化していく方針が示されたことが、CG コードの背景である。企業不祥事防止など「守りのガバナンス」を必要条件とし、その上に「攻めのガバナンス」を十分条件として前に進めていくことで、企業が持続的に成長していく環境が整う。
- 3 CG コードにおいて示されている「コーポレートガバナンス」の定義は、①「会社が、株主をはじめ顧客・従業員・地域社会等の立場を踏まえた上で、透明・公正かつ迅速・果断な意思決定を行うための仕組み」と、②「持続的な成長と中長期的な企業価値向上のための<u>自律的な対応</u>を図る仕組み」である。
- 4 CG コードでは①「株主の権利・平等性の確保」、②「株主以外のステークホルダーとの適切な協働」、③「適切な情報開示と透明性の確保」、④「取締役会等の責務」、⑤「株主との対話」という五つの基本原則をベースに、全部で73個の原則が示されている。企業側は、各原則にそのまま従うというよりも、当該原則の趣旨を踏まえ自社の持続的成長に適した内容・仕組みは何なのかを自律的に考える「comply or explain」のアプローチが採られている。
- 5 CG コード本体は上場企業を想定しており、多くが非上場である放送事業者に対してそのまま適用すればうまくいくというものでもないだろう。例えば、上場企業と非上場企業とでは「株主との対話」の在り方も異なるだろうし、また企業規模の大小でも課題が異なる。

他方で、たとえば基本原則2の「会社は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の 創出は、従業員、顧客、取引先、債権者、地域社会をはじめとする様々なステークホル ダーによるリソースの提供や貢献の結果であることを十分に認識し、これらのステークホ ルダーとの適切な協働に努めるべきである。取締役会・経営陣は、これらのステークホル ダーの権利・立場や健全な事業活動倫理を尊重する企業文化・風土の醸成に向けてリー ダーシップを発揮すべきである」などは、非上場会社であっても自社の持続的成長のため に重要なイシューである。

6 放送事業者の実態を踏まえ、ある程度、対象をフォーカスして課題を明確化するとともに、その対象にとって参考となる成功事例を把握し、放送事業者間でシェアしていくことが望ましいと考える。

以上